

堺市特別職報酬等審議会

(期末手当に関する資料)

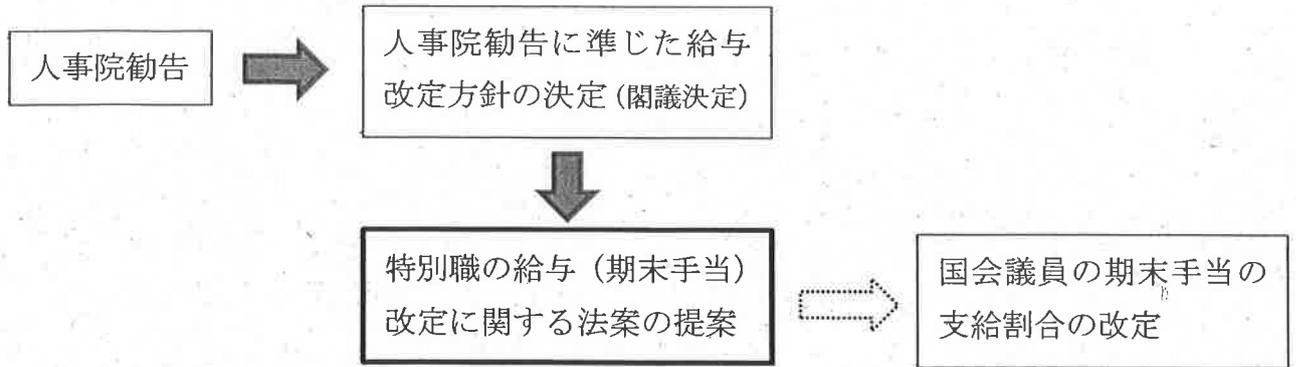
平成 3 1 年 1 月

堺 市 人 事 部

目 次

	ページ
1 国における特別職、国会議員の期末手当改定の流れ…………… P 1	
これまでの堺市における特別職、議会議員の期末手当改定の流れ	
2 特別職の期末手当の支給月数について…………… P 2	
3 議会議員の期末手当の支給月数について…………… P 3	
4 特別職、議会議員の期末手当改定の手続きについて…………… P 4	
5 期末手当の支給月数改定に係る 堺市議会における議論について（参考資料）…………… P 5	

○国における特別職、国会議員の期末手当改定の流れ



※特別職の給与改定法案の成立によって、「国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律」を改正することなく、国会議員の期末手当の支給割合も改定されることとなる。

(参考)

特別職の期末手当の支給割合

特別職の職員の給与に関する法律第7条の2

- ・内閣総理大臣等の…期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員の例による。ただし、一般職給与法第十九条の四第二項（→期末手当の支給割合）中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百五十七・五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百七十七・五」とし…

国会議員の期末手当の支給割合

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第11条の2第2項

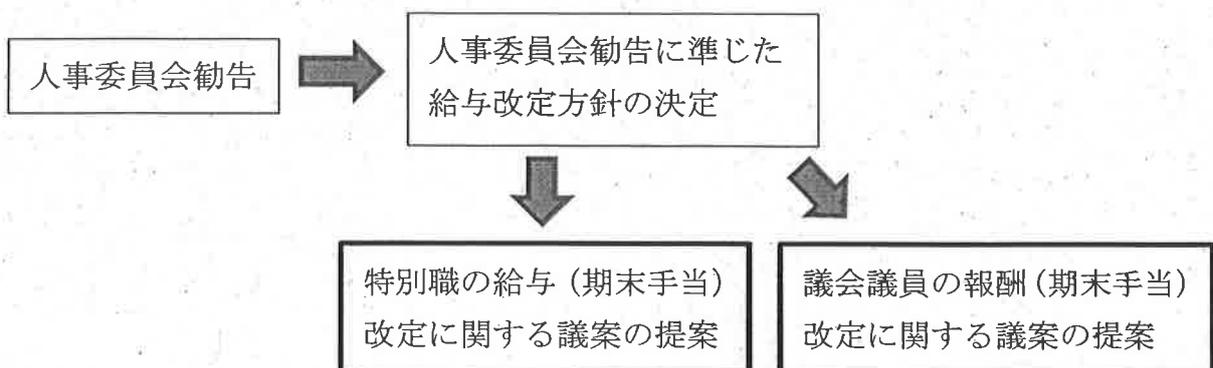
- ・期末手当の額は…特別職の職員の給与に関する法律第一条第一号から第四十三号までに掲げる者の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

期末（勤勉）手当の支給割合

一般職	4.45月	指定職	3.35月
特別職	3.35月	国会議員	3.35月

※平成30年度においては、閣僚懇談会の申合せにより、内閣総理大臣は30%、国務大臣は20%に相当する額を国庫に自主返納している。

○これまでの堺市における特別職、議会議員の期末手当改定の流れ



○特別職の期末手当の支給月数について

平成30年12月1日現在

団体	特別職	一般職	支給月数の基礎
国	3.35月	指定職 3.35月 指定職以外 4.45月	-
札幌市	3.35月	4.45月	国の特別職
仙台市	3.35月	4.45月	国の特別職
さいたま市	3.35月	4.45月	国の特別職
千葉市	4.45月	4.45月	市の一般職
横浜市	4.50月	4.50月	市の一般職
川崎市	3.35月	4.45月	国の特別職
相模原市	3.35月	4.45月	国の特別職
新潟市	3.10月	4.45月	国の特別職
静岡市	4.40月	4.45月	市の一般職
浜松市	4.635月	4.45月	国の特別職
名古屋市	3.35月	4.45月	国の特別職
京都市	3.35月	4.45月	国の特別職
大阪市	4.10月	4.45月	市の一般職
堺市	4.40月	4.45月	市の一般職
神戸市	4.35月	4.40月	市の一般職
岡山市	4.45月	4.45月	市の一般職
広島市	4.45月	4.45月	市の一般職
北九州市	3.30月	4.45月	国の特別職
福岡市	3.35月	4.45月	国の特別職
熊本市	3.35月	4.45月	国の特別職
大阪府	3.85月	4.45月	府の一般職

「国の特別職」

12市

「市の一般職」

8市

◆標準的な計算方法

「国の特別職」区分の特別職

{(給料月額+地域手当)+(給料月額+地域手当)×20/100+給料月額×25/100} × 支給月数

「市の一般職」区分の特別職

{(給料月額+地域手当)+(給料月額+地域手当)×20/100} × 支給月数

○議会議員の期末手当の支給月数について

平成30年12月1日現在

団体	議会議員	一般職	支給月数の基礎
国	3.35月	指定職 3.35月 指定職以外 4.45月	-
札幌市	3.35月	4.45月	国の特別職
仙台市	3.35月	4.45月	国の特別職
さいたま市	3.30月	4.45月	国の特別職
千葉市	4.45月	4.45月	市の一般職
横浜市	4.50月	4.50月	市の一般職
川崎市	3.35月	4.45月	国の特別職
相模原市	3.35月	4.45月	国の特別職
新潟市	3.10月	4.45月	国の特別職
静岡市	4.40月	4.45月	市の一般職
浜松市	4.635月	4.45月	国の特別職
名古屋市	3.10月	4.45月	国の特別職
京都市	3.35月	4.45月	国の特別職
大阪市	3.95月	4.45月	市の一般職
堺市	4.40月	4.45月	市の一般職
神戸市	4.35月	4.40月	市の一般職
岡山市	4.45月	4.45月	市の一般職
広島市	4.45月	4.45月	市の一般職
北九州市	3.30月	4.45月	国の特別職
福岡市	3.35月	4.45月	国の特別職
熊本市	3.35月	4.45月	国の特別職
大阪府	3.85月	4.45月	府の一般職

「国の特別職」 12市 「市の一般職」 8市

◆標準的な計算方法

「国の特別職」区分の議会議員

(報酬月額+報酬月額×45/100) × 支給月数

「市の一般職」区分の議会議員

(報酬月額+報酬月額×20/100) × 支給月数

○特別職・議会議員の期末手当改定の手続きについて

団体	報酬等審議会での審議		直近における議会議員の 期末手当改定議案の提案者
	特別職	議会議員	
札幌市	×	×	市長
仙台市	×	×	市長
さいたま市	×	×	市長
千葉市	×	×	市長
横浜市	×	×	市長
川崎市	×	×	市長
相模原市	×	×	議会議員
新潟市	○	○	市長
静岡市	×	×	市長
浜松市	○	○	市長
名古屋市	×	×	(直近10年改定なし)
京都市	×	×	市長
大阪市	×	×	議会議員
堺市	×	×	市長
神戸市	×	×	議会議員
岡山市	×	×	市長
広島市	×	×	市長
北九州市	×	×	市長(※)
福岡市	×	×	市長(※)
熊本市	×	×	市長
大阪府	×	×	議会議員

(※) 規則等で支給率を定めている

「市長」 16市 「議会議員」 3市

○期末手当の支給月数改定に係る堺市議会における議論について（参考資料）

- 1 支給月数の改定にあたり一般職に連動させることの是非に関する市議会からの意見
 - ◆H26.12.8 大綱質疑
 - ・政治家である市長や議員は、一般職の引上げがあつたとしても、別に議論をして決めることが必要。
 - ◆H26.12.15 総務財政委員会
 - ・特別職や議会議員の期末手当の改定については、必ずしも一般職に準じる必要はないのではないか。
 - ◆H28.3.14 総務財政委員会
 - ・議会議員は、市民に対して範を示す立場であり、一般職の引上げに伴って上げるべきではない。
 - ◆H30.3.5 大綱質疑
 - ・人事委員会勧告は一般職に対するものであり、特別職や議会議員の期末手当の改定については、一般職に準じる必要はないのではないか。
 - ◆H30.12.5 大綱質疑
 - ・人事委員会勧告は一般職の職員を対象としており、一般職と特別職・議員は別に考えるべき。
 - ◆H30.12.14 総務財政委員会
 - ・一般職の（支給月数の）引上げに合わせて特別職を引上げることは、市民理解を得られないと考える。
- 2 期末手当の支給月数改定にあたっての手続きにかかる市議会からの意見
 - ◆H30.3.28 本会議
 - ・一般職の引き上げに合わせる形での特別職・議員の引き上げは反対である。引上げにあたっては、報酬等審議会に諮る必要がある。
 - ◆H30.12.5 大綱質疑
 - ・改定にあたって、報酬等審議会の意見を踏まえることは一定理解できる。議会議員と一般職は分けて考えるべき。
- 3 改定条例の提案手続きにかかる市議会からの意見
 - ◆H26.12.15 総務財政委員会
 - ・そもそも人事委員会勧告制度に基づかない特別職や議会議員の期末手当の支給割合の引き上げに関しては、一般職に準じて行われるものではなく、政治的判断によって行われるべき。
 - ◆H30.12.5 大綱質疑
 - ・議員報酬の額については、第3者機関である報酬等審議会の意見を踏まえ、市長が示すことが予定されていると考えられる。